



令和5年3月27日

令和5年度 彦根市地域通貨「彦(げん)」の交付開始日と使用方法についてお知らせします。

まちの美観を保つ活動や地域安全活動など、一人ひとりが自主的に実践する「美しいひこねを創造する活動(美しい行為)」に対し、下記のとおり地域通貨「彦」の交付を行います。また、令和5年度に交付される「彦」および「彦」と交換できるエコバッグのデザインが新しくなりますのでお知らせします。

※美しいひこね創造活動や交換品につきましては、別添のパフレットをご参照ください。

記

1 交付窓口 彦根市役所本庁舎(彦根市元町4番2号)2階 会議室2-3

2 交付期間 令和5年(2023年)4月17日(月)～同年5月31日(水)まで
平日9:00～16:30まで(土・日、祝日を除く。)

3 交付窓口開設期間以外の、地域通貨「彦」と「交換品」との引換え場所について

・4月3日(月)～4月14日(金)まで:

まちづくり推進課のみ(彦根市役所本庁舎1階 平日8:30～17:15まで)

・6月1日(木)以降 :

まちづくり推進課および稲枝支所(平日8:30～17:15まで)

令和5年度 彦根市地域通貨「彦」デザイン



【大きさ 縦70ミリメートル×横150ミリメートル】

※地域通貨「彦」の有効期間は、3年です。令和5年度(2023年度)発行の「彦」は、令和8年(2026年)3月31日が有効期限となります。

令和5年度 エコバッグデザイン



【問合せ先】

彦根市企画振興部まちづくり推進課

担当: 平木・戸塚

TEL: 30-6117(直通) FAX: 24-3288

e-mail: machizukuri@ma.city.hikone.shiga.jp